補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市水田農業経営安定対策事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	水田農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策の推進活動や要件確認に必要となる経費、地域協議会の活動を強化し、水田フル活用ビジョンを活用するための事務に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市農業再生協議会
補助対象経費	経営所得安定対策の推進活動や要件確認に必要となる経費、地域協議会の活動を強化し、水田フル活用ビジョンを活用するための事務に要する経費
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
※類似補助金の統合メニュー化	〇回性の補助並の制品技的
補助金額(定額、上限、下限等)	定額又は県1/2、市1/2上限
※少額補助金は廃止	〇少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等 ※補助率は原則1/2以下	定額又は県1/2、市1/2 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
(市単独の場合)	
	数値化困難
	X E DEX
*** 古 口 !	〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	算出不可
※数値目標の設定検証	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	佐渡市地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに基づき生産体制の整備、集積、必要量を確保することで農家の経営安定化に寄与する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日 〇終期の設定が3年を超える場合の理由
 ※サンセット方式の徹底	<u>し</u> に初い以上が3年で起える場合の生由
補助事業の募集・開示等	〇開示内容及びその方法(手段) 協議会と直接調整する
<u> </u>	農業政策課
事業担当 (電話番号)	0259-63-5117